

**登録・指定申請（新規・更新）の
添付書類に関する注意事項**

- ※ 受付期間：令和7年1月20日（月）～1月31日（金）まで
- ※ 工事店指定の有効期間：令和12年3月31日まで（5年間）
（新規登録・指定日：令和7年4月1日）
- ※ 指定工事店手数料（指定 5,000円 更新 2,000円）
責任技術者手数料（登録 3,000円 更新 2,000円）

■（注意） 各証明書に関する注意事項及び交付機関

①営業所（建物）の固定資産を証する書類（賃貸契約書の写しでも可）

- ・営業所所在地の固定資産証明を添付のこと（家屋の評価証明書…営業所所在地の確認）。
- ・営業所が賃貸の場合は、賃貸契約書の写しでも可
- ・営業所所在地の市町村の税務課が発行

②営業所が所在する市町村が発行した市町村税納税証明書

- ・滞納のない旨を証した書類又は当該年度及び前年度に係る納税証明書（2年分）
- ・営業所所在地（住所地）の市町村の税務課が発行

③身元（身分）証明書（破産者でない旨又は破産後復権した旨の記載のある証明書）

- ・法人の場合は、代表者及び役員全員の身元（身分）証明書を添付のこと。
- ・本籍地（各個人）の市町村が発行

④住民票記載事項証明書（住民票で可）

- ・住所地の市町村が発行

⑤印鑑登録証明書（法人の場合は法務局、個人の場合は住所地の市町村が発行）

- ・代表者の印鑑登録証明書を添付のこと。
- ・申請書には、必ず印鑑登録証明書の印を押印してください。

⑥排水設備責任技術者

- ・福岡県内の営業所に排水設備責任技術者を1名以上登録のこと（県内他営業所と兼務可）。